

全建事発第 2 号
平成 22 年 4 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

低炭素型建設機械の認定に関する規程の周知について

環境問題として昨今、世間の関心の高い二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの発生抑制対策のため、これまで国土交通省では「CO₂ 排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程」を定めています。

このたび、新たにハイブリッド機構を備えることにより CO₂ 排出量低減が相当程度図られた建設機械（低炭素型建設機械）の普及を目的として、「低炭素型建設機械の認定に関する規程」を定めました。この規程に基づき国土交通省が認定した建設機械を取得する際の融資制度が開始されます。

つきましては、低炭素型建設機械の普及を図るため、貴会所属会員に対し、周知方お願い申し上げます。

なお、当規程の策定に伴い「CO₂ 排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程」は廃止されます。

以 上



国総施環第321号

平成22年4月1日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局

建設施工企画課 長



低炭素型建設機械の認定に関する規程の周知について

国土交通省では建設施工の環境対策として、騒音や有害排出ガスなど沿線環境への負荷を低減した建設機械を指定する制度を従前より運用し、直轄工事での積極的利用を図っているところですが、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出による地球温暖化についても、昨今とりわけ関心の高い環境問題となっており、建設施工分野においても具体的かつ実効力のある対策によりCO₂排出削減を図っていく必要があります。

このため、ハイブリッド機構を備えることによりCO₂排出量低減が相当程度図られた建設機械（低炭素型建設機械）の普及を目的として、「低炭素型建設機械の認定に関する規程」を別紙のとおり定め、この規程に基づき国土交通省が認定した建設機械を取得する際の融資制度（株式会社日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金）が開始されました。

なお当該規程の策定に伴い、「CO₂排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程」を廃止することとします。

つきましては、低炭素型建設機械の普及を図るため、貴会傘下会員に対する周知をお願いいたします。

低炭素型建設機械の認定に関する規程

(目 的)

第1 本規程は、土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業（以下「建設工事等」という。）の用に供される機械（以下「建設機械」という。）であって、二酸化炭素（CO₂）排出量低減が相当程度図られたもの（以下「低炭素型建設機械」という。）の型式についての認定等（以下「型式認定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、CO₂排出低減に資する低炭素型建設機械の普及を促進し、もって建設施工において排出される二酸化炭素の低減を図るとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。

(型式認定)

第2 総合政策局建設施工企画課長は、次に掲げる条件に全て適合している建設機械を、低炭素型建設機械として認定することができる。

- (1) 原動機として電動機と軽油を燃料とする内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能（以下「エネルギー回生機能」という。）を備えた油圧ショベル。
- (2) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく型式届出がなされたもの。

2 総合政策局建設施工企画課長は、原則として低炭素型建設機械型式認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から3カ月以内に審査を行い、認定した建設機械の認定番号と認定した旨について申請者に文書で通知するものとする。

3 総合政策局建設施工企画課長は型式認定を受けたものについては、認定申請書及び変更届出書における記載事項について公表するものとする。

(認定の申請)

第3 建設機械の供給を行うことを業とする者で型式認定を受けようとするものは、低炭素型建設機械認定申請書（様式1）の他、次に掲げる書面を総合政策局建設施工企画課長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式2）及び仕様書を提出すること。
なお仕様書において電動機若しくは蓄電装置の記載がされていない場合、又はエネルギー回生機能を有していることが必ずしも明確でない場合においては、電気回路全体を容易に理解できるようなブロック図中にエネルギー回生機能に係る部分を明示した資料等を提出する。

- (2) 申請に係る建設機械の写真（前方、左後方、右斜め後方の各1枚ずつ）を提出すること。

2 同時に複数の認定申請を行う場合には、認定申請する全ての型式名称及び規格の目録を添付するものとする。

3 型式認定を申請する者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合においては、供給者による建設機械同一証明書（様式3）を提出しなければならない。

4 他者と共同で供給しようとしている場合においては、建設機械共同供給証明書（様式4）の提出を行わなければならない。

5 総合政策局建設施工企画課長は、前4項に規定するもののほか、申請者に対し、認定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

(型式認定をしない場合)

- 第4 総合政策局建設施工企画課長は、認定申請書が提出された場合において、申請者が当該申請の日以前に型式認定を受けた建設機械の型式が第6の1(2)に該当することにより型式認定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しないとき、又は低炭素型建設機械認定申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があるときは、型式認定をしないものとする。
- 2 総合政策局建設施工企画課長は、認定申請書が提出された場合において型式認定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

(変更の届出)

- 第5 型式認定を受けた者は、認定申請書に記載する事項のうち、申請に係る建設機械の型式名称、標準バケット山積み容量又は質量について変更したときは、その日から60日以内に総合政策局建設施工企画課長に記載事項変更届出書(様式5)を用いて届け出なければならない。

(型式認定の取消し)

- 第6 総合政策局建設施工企画課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、型式認定を取り消すことができる。
- (1) 認定を受けた者が認定の取り消しを申請したとき。
 - (2) 不正の手段により型式認定を受けたことが判明したとき。
- 2 総合政策局建設施工企画課長は、前項の規定により型式認定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該型式認定の申請者に文書で通知する。

(認定建設機械の報告)

- 第7 型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定機械の販売台数を当該年度終了後60日以内に総合政策局建設施工企画課長へ報告するものとする。

(利用の促進)

- 第8 総合政策局建設施工企画課長は、低炭素型建設機械の利用の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式1

低炭素型建設機械認定申請書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
建設施工企画課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

印

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第3の1の規定に基づき、下記のとおり低炭素型建設機械の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の型式名称及び規格

型式名称：

規	標準バケット山積容量 (m ³)	
	定 格 出 力 (kW, min ⁻¹)	/
格	質 量 (t)	

2. 建設機械に搭載する蓄電装置の形式

3. 問い合わせ先 (所属、担当者、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス)

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 定格出力の記載にあたっては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年法律第51号) に基づく型式届出で用いた数字を記載すること。

(3) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式2

エネルギー消費性能に関する諸元表

				申請機械（記載例）
建設機械の型式				BH200-8
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式			747 ABC123-4
	定格出力／定格回転速度			#### kW／#### min ⁻¹
	蓄電装置の形式			電気二重層式キャパシタ
	油圧システム、 主要油圧コン ポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注1}	エカ DEF567-8
			形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
			回転速度 ^{注3}	##### min ⁻¹
		制御弁	型式又は仕様 ^{注1}	スプール径 ##φ 多連弁
			設定圧 ^{注4}	##. # MPa

注1 製造者が定める型式名を記載する。型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注2 可変容量、定容量等の別、ピストン、ペーン、ギヤ等の別を記載する。

注3 エンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注4 主リリーフ弁設定圧を記載する。

様式3

建設機械同一証明書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
建設施工企画課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

印

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第3の3に基づき、下記の建設機械は弊社で製造し、△△△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. 弊社における建設機械の名称及び型式
2. 供給先における建設機械の名称及び型式

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

建設機械共同供給証明書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
建設施工企画課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印
住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第3の4に基づき、〇〇〇株式会社、△△△株式会社、□□□株式会社の下記の建設機械は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

1. 〇〇〇株式会社における建設機械の名称及び型式
2. △△△株式会社における建設機械の名称及び型式
3. □□□株式会社における建設機械の名称及び型式

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

様式5

低炭素型建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
建設施工企画課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

印

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第5の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請に係る建設機械の機種、型式名称
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。